



~大切な将来のために国民年金~

# 老後や万が一に備えて、保険料の納付が大切です



ご存じですか?

# 様々な手当や給付



国民年金は、公的年金の土台となる部分で、全国民に共通する基礎年金を支給する制度です。将来、老齢基礎年金を受けるためには、原則として受給資格期間が25年以上必要です。

国民年金は老後のためだけでなく、病気やけが、死亡といった万が一のときの経済的保障にもなります。病気やけがで障害が残ったときには障害基礎年金、一家の働き手を亡くしたときには遺族基礎年金の制度があります。ただし、保険料を一定以上納付していることが必要です。また、保険料は2年を経過すると時効となり、納められなくなります。

20歳になったら国民年金に加入し保険料を納めていくことは、非常に大切なことです。保険料は、年齢・性別・所得に関係なく一律で、月額1万3300円(平成16年度)です。

詳しくは年金グループ国民年金チーム(0798・35・3124)へ。

年金グループ給付チームは、児童手当や児童扶養手当などに関する事務を行っています。また、本市独自の制度として、市内に引き続き1年以上の住民登録・外国人登録を有する障害者や遺児に、市民福祉金(障害福祉金、遺児福祉金)を支給しています。それぞれの制度で支給要件が異なりますので、年金グループ給付チーム(0798・35・3190)に相談してください。

## 支給対象年齢が小学3年生修了前までに



### 児童手当

支給対象年齢が義務教育就学前から小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)まで引き上げられ

### 障害福祉金

対象は、身体障害者手帳療育手帳、軽度以上の判定書または精神障害者保健福祉手帳を交付されている人です。すでに手帳などの交付を受けていて申請がまだの

### 遺児福祉金

対象は、18歳未満の児童(高校などに在学中のときは20歳未満)で、両親または父か母がいない状態が、

### 児童扶養手当

対象は、父との死別(遺

### 特別児童扶養手当

対象は、障害程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人。

### 保険料を納められないとき

やむを得ない理由で保険料を納められないときのために、保険料免除制度や学生納付特例の制度があります。免除期間、学生納付特例期間、受給資格期間や、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に含まれます。また、後で納める余裕ができたときは、10年以内なら納めることができます。ただし2年を過ぎた期間については加算がつきます。

### 保険料の免除は毎年申請が必要です

所得が低いなど経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請して認められると、保険料の納付が免除されます。全額免除と半額免除があります。ただし、免除を受けるためには、申請者本人の所得(収入)だけでなく、配偶者、世帯主のそれぞれの所得(収入)も、国の定める基準を下回る必要があります。申請免除は、前年の所得が基準となりますので、毎年申請が必要です。

免除の対象となる期間は、申請月の前月から翌年の6月までです。前年度に引き続いて平成16年度の免除を申請する人は、8月末までに手続きをしてください。将来受け取る年金額は、全額免除期間は3分の1、半額免除期間は3分の2で計算されます。【手続きに必要なもの】免除を申請する人の年金手帳、認め印が必要です。失業等の特別の事情がある場合は、「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」などの離職の事実を証明できる公的機関の証明書を提出してください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額が改定されます

平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づき、児童扶養手当と特別児童扶養手当の手当額が平成16年4月分(8月支給分)から改定されます。

#### 児童扶養手当

区分	区	児童1人			児童2人			児童3人			
		全部支給	改定後	改定前	全部支給	改定後	改定前	一部支給	改定後	改定前	
手当月額	全部支給	改定後	4万1880円	4万6880円	4万9880円	5万円	一部支給	改定後	4万1870円~9880円	4万6870円~1万4880円	4万9870円~1万7880円
		改定前	4万2000円	4万7000円	5万円	改定前		4万1990円~9910円	4万6990円~1万4910円	4万9990円~1万7910円	

児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3000円が加算されます

#### 特別児童扶養手当

1級(重度障害)月額(改定後)5万900円(改定前)5万1100円  
2級(中度障害)月額(改定後)3万3900円(改定前)3万4030円

公的年金に関する相談・問合せは

## 西宮社会保険事務所へ

国民年金保険料の納付書や前納・口座振替などの納付に関することや、年金手帳の発行、厚生年金に関するお問い合わせに年金を受けてい

る人に関することなど、公的年金に関するほとんどの事務は、国の機関(社会保険庁)である社会保険事務所が取り扱っています。西宮市の管轄は、西宮社会保険事務所(津門大塚町8-26)です。【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談:0798・33・1285、保険料の納付に関する相談:0798・37・2284 【社会保険庁の年金ホームページ】http://www.nenkin.go.jp/

# 武庫川女子大学オープンカレッジ 平成16年度秋学期(9月21日より随時開講) 講座のご案内 http://www.mukogawa-u.ac.jp/~opencoll

### 参加資格

勉強意欲があれば、どなたでも会員になれます。男女年齢を問いません。

### 会員の特典

大学の中央図書館が利用できます。(利用カード発行手数料必要) 特別学期期間中(1月~2月) 大学の正規の講義を学生とともに無料で受講できます。

### 開講講座

**[New]**こころの健康 / **[New]**アメリカ流ヨガ  
健康科学・スポーツ科学のつぼ/万葉集を読む  
源氏物語/女性から見た平家物語/近松門左衛門を読む  
東海道中膝栗毛/司馬遼太郎の小説を読む  
俳句のよこび/日本語講座/心理学をそぞろ歩き  
カウンセリングを学ぼう/心ほぐしの心理学  
「歎異抄」を読む/女声合唱/名曲を歌う  
水彩画を楽しむ/スケッチ入門・初級/パステル画  
デッサンを楽しむ/英語再入門 初級・中級  
中国語入門・初級/食文化伝承 等計37講座  
6~11回授業 各9,000円~20,000円 (会員登録料3年:3,000円別途必要)

### キャンパス

学舎はライト式建築の旧甲子園ホテル。優雅で光あふれる教室は学習に最適です。JR甲子園口より徒歩10分。

### 資料請求

☎0798(67)1450 月~金 10:00~16:00 (土・日・祝日は除きます) また7/30から夏期休業となります 7月20日よりお電話で受付。講座により受付日が違います。講座案内でご確認ください。